

第2次 網走市男女共同参画プラン



網 走 市

はじめに

少子・高齢化、社会経済情勢の変化が進む中で、当市は、女性と男性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、網走市男女共同参画プランを平成14年に策定後、取り組みを進めてまいりました。

平成23年に市民1,000人に対しアンケートを行ったところ、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されてきており、固定的性別役割分担のない社会的な環境を理想の環境とする人が増加していることが示唆されました。しかし、依然として市民を取り巻く慣習、社会的な仕組みを見ると、対応すべき課題があることもわかっています。

今回策定した第2次網走市男女共同参画プランは、これまでのプランに引き続き「女^{ひと}と男^{ひと}がいきいきと暮らすまち」という将来像と4つの目標を掲げ、取り組みをすすめていこうとするものです。

また、プランの策定にあたっては、これまでのプランの体系はそのまま生かしつつ、施策の方向や内容について「網走市男女共同参画プラン推進会議」でご審議をいただきました。委員の皆様には、貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

男女共同参画社会の実現は、行政のみならず市民、民間団体、企業の皆様の積極的な参画と協力があってこそ達成されるものです。

より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

網走市長 水谷 洋一

目 次

第1章 プラン策定の背景	1
1 プラン策定の趣旨	2
2 世界の動き	2
3 国・北海道の動き	3
4 網走市の取り組み	4
第2章 プランの基本的な考え方	5
1 基本理念と目標	6
2 プランの性格	6
3 プランの期間	7
4 プランの体系図	8
第3章 プランの内容	11
基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の変革	12
基本方向1 男女共同参画の啓発の推進	14
基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進	16
基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透	18
基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進	20
基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	23
基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	25
基本方向3 就労等の場における男女平等の確保	27
基本方向4 農林水産業や商工業等自営業における男女共同参画の促進	30
基本方向5 地域社会における男女共同参画の促進	31
基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	33
基本方向1 生涯各期に対応した学習の推進	35
基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進	36
基本方向3 高齢者・障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備	37
基本目標Ⅳ 女性や子どもに対する暴力のない社会の確立	39
基本方向1 女性や子どもに対する暴力の根絶	39
第4章 プランの推進	41

第1章

プラン策定の背景

- プラン策定の趣旨
- 世界の動き
- 国・北海道の動き
- 網走市の取り組み

第1章 プラン策定の背景

1. プラン策定の趣旨

網走市では、平成14（2002）年3月に策定した「網走市男女共同参画プラン」に基づき、市民、民間団体、企業及び国や北海道等と相互に連携・協力しながら、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

近年、少子高齢化の進行や情報化の進展など社会経済情勢は大きな変化の中にあり、新たに対応すべき課題が生じていること、また、国の「第3次男女共同参画基本計画」の策定や、関係する法令の改正等の動きを踏まえ、網走市における男女共同参画の取り組みや推進に当たっての課題を明らかにし、今後の方向性を示すために、新たに「網走市男女共同参画プラン」を策定することとしました。

2. 世界の動き

国連では、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、それに続く昭和51（1976）年から10年間を「国連婦人の十年」として「平等・開発・平和」という目標達成のため各国で女性の地位向上を目指した活発な活動が展開されるようになりました。

昭和54（1979）年には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、女性に対する差別を撤廃し、男女平等を実現するための世界的な取り組みが展開されましたが、さらにそれを強化するために、平成7（1995）年9月に「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「女性の権利は人権である」ことを確認した「北京宣言・行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメント〔力をつけること〕のためのアジェンダ〔予定表〕と位置付けられました。

平成12（2000）年6月には、「北京宣言・行動綱領」を見直すための国連特別総会「国連女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに、これからの行動指針となる政治宣言と成果文書が採択されました。

平成17（2005）年の「第49回国際婦人の地位委員会（北京+10）」では、男女平等に関する達成事項を確認するとともに、女性の自立と地位向上に向けた取り組みをより一層推進していくことが確認されました。

平成18（2006）年に「障害者の権利に関する条約（仮称）」が採択され、障がい者の人権及び自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

3. 国・北海道の動き

戦後、一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和21（1946）年に制定された日本国憲法に基づき、家族や教育制度など、女性の地位向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記されたことにより、女性の法制上の地位は抜本的に改善されました。

昭和50（1975）年には婦人問題企画推進本部を設置して、「国内行動計画」の策定など、国際婦人年を契機とした女性の地位向上への取り組み、昭和60（1985）年には女子差別撤廃条約の批准にともない男女雇用機会均等法の制定や民法、国籍法などの改正が行われてきました。

平成6（1994）年に総理府に男女共同参画室が設置され、平成8（1996）年には内閣総理大臣の諮問機関として設置された男女共同参画審議会の答申である男女共同参画ビジョンを受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、このプランを受けて、男女雇用機会均等法の改正、介護保険法、食料・農業・農村基本法の制定など体制の強化が図られました。

平成11（1999）年6月に男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念や国などの責務、施策の基本となる事項を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これに伴い「男女共同参画2000年プラン」に代わる新たな「男女共同参画基本計画」が平成12（2000）年に策定され、その後、平成17（2005）年12月に「第2次男女共同参画基本計画」、平成22（2010）年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、取り組むべき政策の方向性と具体的な施策が示されました。

平成15（2003）年には、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」のための「次世代育成支援対策推進法」が制定され、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいます。

また、平成19（2007）年に「改正男女雇用機会均等法」が制定され、間接差別の禁止や、妊娠・出産等を理由とした不利益扱いの禁止、男性への差別の禁止等に関する規定等が盛り込まれました。そして、同年7月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました。

北海道においては、昭和53（1978）年に「北海道婦人行動計画」が、昭和62（1987）年に「北海道女性の自立プラン」を策定され、さらに平成9（1997）年には男女共同参画社会の形成を目指す道の姿勢や役割を明確にした「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。

平成12（2000）年には「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、より一層の積極的な取り組みを行うため「北海道男女平等参画推進条例」が制定され、これに伴い、「北海道男女共同参画プラン」の残存期間を引き継ぎ、平成14（2002）年3月に「北海道男女平等参画基本計画」が策定され、平成20（2008）年3月には「第2次北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

4. 網走市の取り組み

網走市では、平成10（1998）年に策定した「網走市総合計画」の中に「健康で思いやりのある地域社会づくり」の実現に向けた7つの基本目標の一つとして「男女共同参画社会」を掲げ、女性はその能力や個性を發揮できるような環境づくりと、女性の社会参加や学習活動などを積極的に進め、男女共同参画社会を実現していくことをうたっています。

「男女共同参画社会基本法」の制定により、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本計画策定に向けて、有識者や公募市民による「網走市男女共同参画プラン検討会議」を平成13（2001）年2月に設置し、同検討会議から提出された「網走市男女共同参画プラン策定に向けての提言」を踏まえ、庁内で組織する「網走市男女共同参画プラン庁内検討委員会」で検討後、「網走市男女共同参画プラン」を策定しました。

網走市ではこれまで男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みを行ってきていますが、平成23（2011）年8月に、市内に居住する満20歳以上の男女1,000人を対象に行った「男女共同参画に関する市民アンケート」では、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担に賛成する人が女性では5%、男性では10%と低いことがわかりました。一方で、同アンケートの「今後、市が優先すべき施策」の問いに対し「男女の職業生活と家庭生活の両立の支援」、「就労等の場における男女平等の確保」が上位となっています。これらのことから、当市においては、「仕事と家庭生活を両立できる環境整備」などが課題になっていると思われます。

少子高齢化の進展をはじめ、ライフスタイルの多様化、経済の構造転換や国際化、情報通信の高度化など、社会経済情勢は大きく変化しています。こうした変化に対応し、豊かで活力に満ちた社会を築くためには、性別にとらわれない多様な選択肢をもった生き方が広く求められるようになっていきます。

第2章

プランの基本的な考え方

- 基本理念と目標
- プランの性格
- プランの期間
- プランの体系図

第2章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念と目標

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的としたものです。

この基本法は、男女共同参画社会を「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会」としており、そうした男女共同参画社会の形成は、21世紀の最重要課題です。

少子高齢化の進展、人口の減少、住民意識の変化、経済社会のグローバル化など社会情勢は変化しています。

どのような立場や環境におかれている男女も一人ひとりの個性と自主性が尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に等しく参画し、責任を担い、持てる力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が引き続き望まれています。

その実現のためには「実質的な男女平等」の確立を根幹として、根気よく啓発を繰り返し、社会全体に男女平等意識の醸成を図っていく必要があります。

男女共同参画社会では、市民一人ひとりが、どんな環境にあっても、自らの生き方を主体的に選択し、個人の責任において決定できる力を養い、個人の意思に基づいた選択ができる社会的な環境を整える必要があります。

以上のことを考慮し、基本的な理念を「男女平等」と「人権の尊重」に置き、「女（ひと）と男（ひと）がいいきいと暮らすまち」をめざした基本目標を次のとおり定めます。

基本目標

- I 男女共同参画の実現に向けた意識の変革
- II 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進
- III 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備
- IV 女性や子どもに対する暴力のない社会の確立

2. プランの性格

(1)このプランは、平成13(2001)年に設置された「網走市男女共同参画プラン検討会議」から提出された「網走市男女共同参画プラン策定に向けての提言」の趣旨を尊重して策定した「網走市男女共同参画プラン」をもとに、「網走市男女共同参画プラン推進会議」で検討され策定されたものです。

(2)男女共同参画社会の実現は、すべての市民に関わることです。このプランは、網走市を構成する市民、民間団体、企業、行政など全ての者がそれぞれの役割を担い、一体となって取り組むための指針となるものです。

(3)このプランは、「網走市総合計画」を始めとする各種計画との整合を図って策定したものです。

(4)このプランは、「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重するとともに、国の「男女共同参画基本計画」及び道の「北海道男女平等参画基本計画」の考え方を踏まえて策定したものです。

(5)このプランの推進に当たっては、社会情勢の変化に対応した適切な施策を推進するため、プラン期間の中間年に見直しを行うとともに、毎年度、進捗状況の評価、点検を行います。

3. プランの期間

このプランの期間は、平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間とします。なお、中間年に社会状況の変化等を考慮し、プランの実効性を高める事を目的に、その見直しを行います。

4. プランの体系図



基本方向

施策の方向

1 男女共同参画の啓発の推進

- ① 広報・啓発活動の充実
- ② 調査の充実
- ③ 情報収集・提供の充実

2 男女平等の視点に立った教育の推進

- ① 家庭における男女平等教育の推進
- ② 学校等における男女平等教育の推進
- ③ 社会における男女平等教育の推進

3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

- ① 性の尊重の浸透
- ② 母性の重要性の浸透

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 審議会等への女性の登用の促進
- ② 役職等への女性の登用の促進
- ③ 庁内における男女共同参画の推進

2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

- ① 家庭生活への男女の共同参画の促進
- ② 安心して子育て・介護ができる体制の充実

3 就労等の場における男女平等の確保

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- ② 職業能力開発の充実
- ③ 女性の再就業の支援
- ④ 起業化をめざす女性への支援
- ⑤ パートタイムや派遣労働者、家内労働者の労働条件の整備

4 農林水産業や商工業等自営業における男女共同参画の促進

- ① 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進
- ② 農林水産業等自営業における労働環境の整備

5 地域社会における男女共同参画の促進

- ① 地域活動の促進
- ② ボランティア活動の促進
- ③ 姉妹都市・友好都市との交流

1 生涯各期に対応した学習の推進

- ① 学習機会の提供・充実
- ② 生涯学習関連施設の充実
- ③ 学習情報の提供機能や相談体制の充実

2 生涯にわたる健康づくりの推進

- ① 健康づくりの推進
- ② 保健医療体制の充実

3 高齢者・障がい者(児)が安心して暮らせる環境の整備

- ① 生きがいと社会参加の促進
- ② 住環境整備、介護・看護サービスの充実

1 女性や子どもに対する暴力の根絶

- ① 相談・支援体制の確立
- ② 暴力をなくす啓発の推進

第3章

プランの内容

- 男女共同参画の実現に向けた意識の変革
- 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進
- 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備
- 女性や子どもに対する暴力のない社会の確立

第3章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の変革

【現状と課題】

1. 男女共同参画の啓発の推進に関して

男女共同参画社会は、人類の普遍的価値である人権をその基盤とするもので、男女共同参画社会の実現は、21世紀において優先される重要な課題です。

男女共同参画社会基本法は、社会における制度や慣行について「男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものにするよう配慮しなければならない」としています。

しかし、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどから結果として中立的に機能していないものも数多く見られ、性別による固定的な役割分担をはじめとするジェンダー*意識も残されています。また、女性の人権を侵害する肉体的、精神的、性的な暴力被害の潜在化やそれに関わる社会環境の悪化も問題となっています。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、誰にとっても男女共同参画社会が自らの生活に深く関わる問題であるという認識を広く浸透させ、固定的性別役割分担意識*の解消とともに、「個」を尊重する意識への変革が大きな課題となっています。

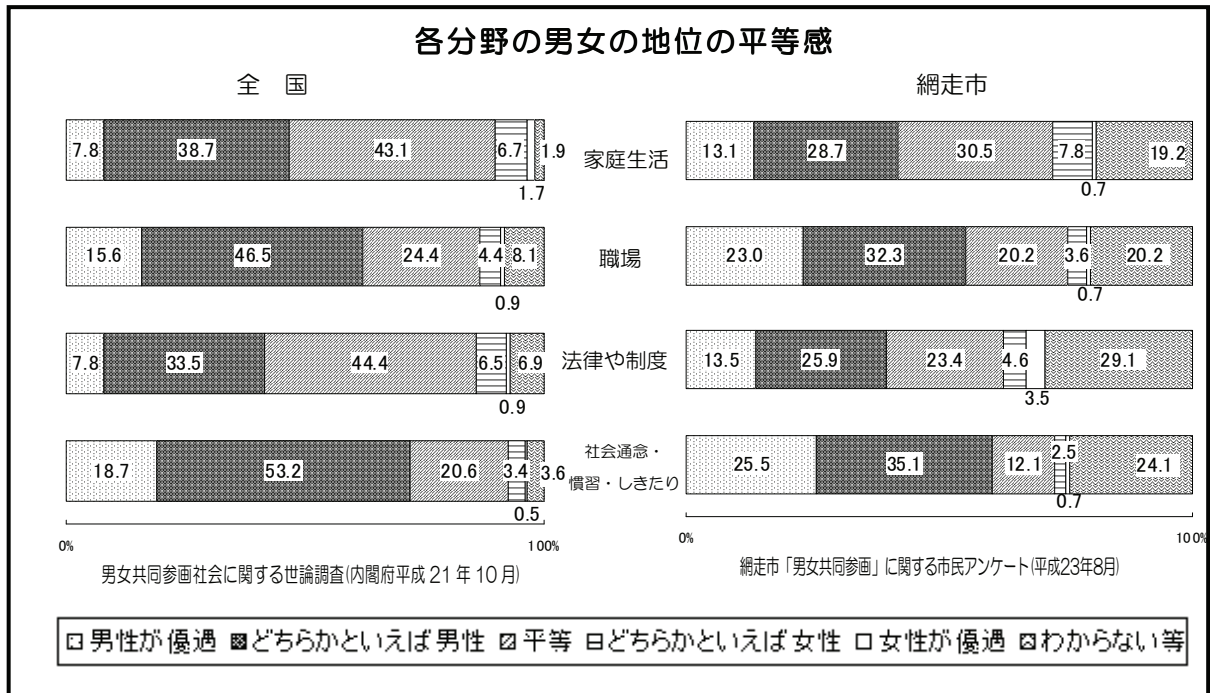
2. 男女平等の視点に立った教育の推進に関して

男女が固定的性別役割分担意識にとらわれず、各人の個性と能力が十分に発揮された男女共同参画社会の形成には、生涯学習の振興はきわめて重要な意義を持ちます。

特に、家族形態が多様化し、社会の変化が著しい時代にあって、次世代を担う子どもたちの価値観や社会性などの人格形成に、家庭や学校での教育の果たす責任は大きく、市民一人ひとりが家庭や学校、地域社会において、生涯にわたる学習機会をとらえて、個人の尊厳、男女平等の意識をはぐくむとともに、個々の女性もその意識を高め、能力を発揮出来るようにしていく事が求められます。

3. 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透に関して

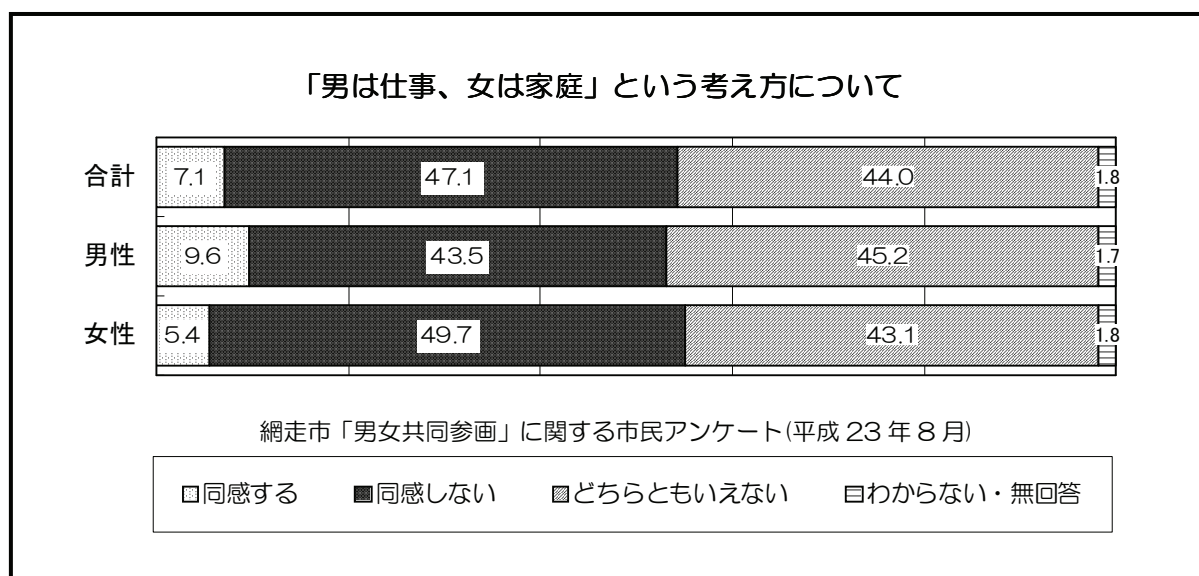
個人の尊厳の確立は、男女共同参画社会の根底となるもので、生命・身体・精神に関わる個人の尊厳が確立されなければ、男女がその個性と能力を発揮していくことはできません。とりわけ「性」は人間の尊厳の基本に関わるものであり、男女が互いに性を尊重するとともに、性に関わる歪んだ知識等を是正し、男女平等の精神に基づく異性観を育成することが重要な課題となっています。



- ジェンダー
 生物学的な性別の差ではなく、社会的・文化的につくられた男女の違い（性差）をいいます。
- 固定的性別役割分担意識
 「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を決めてしまう考え方。個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視され、女性問題解決のための課題とされています。

【基本方向1 男女共同参画の啓発の推進】

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、住民ニーズに沿った情報提供、あらゆる世代に対し継続的な啓発活動をするとともに、社会制度や慣行の背景にある男女の置かれている状況の客観的把握が必要であるため、今後も引き続き効果的な啓発活動・調査などの取り組みを進めます。



【施策の方向と内容】

① 広報・啓発活動の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○広報紙による啓発 男女共同参画の目指す方向や諸問題、女性関連施策、法制度などのあらゆる情報を、市民参加による創意工夫を行いながら、市民の理解を深めるための啓発と情報提供を行います。	市民・団体 企業	企画調整課
○各種講座・研修会等の開催 市内各種団体や企業等とも連携しながら、男女共同参画を題材とした各種講座・研修会を開催し意識の高揚に努めます。また、開催に当たっては、若い世代や男性参加を促進するため夜間・休日の開催、一時保育等の工夫に努めます。	市民・団体 企業	関係課
○推進体制の確立 男女共同参画を推進するための体制を整備し、啓発活動や研修機会の充実に努めます。	市民	企画調整課
○活動拠点施設の充実 国立女性教育会館、道立女性プラザや各地女性センター等との連携を図りながら、男女共同参画に関する学習や研究などの活動の場の整備に努めます。	市民	社会教育課

② 調査の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○各種調査の充実 男女共同参画に関する各種調査を実施し、関係施策等への反映に努めます。 ・男女共同参画に関する市民意識調査 ・女性労働実態調査 ・各種統計調査	市民・企業	企画調整課 関係課

③ 情報収集・提供の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○インターネットによる提供 インターネット時代に対応して、国や道、市町村関連施設とのネットワーク化による情報の収集を図り、市のホームページによる情報提供に努めます。	市民・団体 企業	企画調整課
○情報コーナーの設置 関係行政機関からの案内や情報、女性情報誌や女性関係図書等を提供するため、男女共同参画に関する情報コーナー設置に努めます。	市民・団体 企業	図書館・女性センター

【基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進】

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。

固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、引き続き学校教育の場などにおいて、男女平等を推進する教育・学習を意識浸透させる取り組みを進めます。

【施策の方向と内容】

① 家庭における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○男女平等意識の啓発 ・家庭内でのジェンダーをとらえ直し、個の尊重の重要性についての啓発に努めます。 ・家事、育児、介護等は男女が共同で担っていくという意識の醸成を図ります。	市民	企画調整課 関係課
○家庭教育学習 親を対象とした、父親と母親の役割、子育ての課題の共有など男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。	市民	社会教育課 健康管理課 子育て支援課
○子育て・家庭教育相談 乳幼児期から青年期までの子をもつ親等を対象に、子育てや教育の悩みに対して関係行政機関や各種相談機関と連携して、相談の充実に努めます。	育児・教育に 悩みのある 市民	健康管理課 子育て支援課 学校教育部管理課

② 学校等における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○教科・特別活動指導 保健体育や理科（人体）、家庭科などの教科や学級活動、児童生徒会活動、クラブ活動、学校行事などの集団での体験活動を通して、男女が互いに相手の立場と性差（ジェンダー）を理解する指導の充実に努めます。	児童・生徒	学校教育部管理課
○男女混合名簿の推進 男女平等意識醸成のため男女混合名簿の推進に引き続き努めます。	児童・生徒	学校教育部管理課
○進路・就職指導 性別にとらわれることなく、個性や能力に応じて主体的に進路選択ができるよう、適切な指導に努めます。	児童・生徒	学校教育部管理課
○教職員研修の充実 学校教育や幼児教育に携わる教職員及び関係者に対し、人権の尊重や男女共同参画社会に関する情報や研修の機会を提供し、意識の高揚に努めます。	教職員・幼稚 園教諭・保育 士など	企画調整課 子育て支援課 学校教育部管理課

③ 社会における男女平等教育の推進

事業の内容	施策対象者	所管
○学習プログラムの開発 ジェンダーフリー*に係る学習プログラムを開発し、男女平等教育の推進を図ります。	市民	社会教育課
○各種講座・講演会の開催 男女共同参画社会の基本認識の理解を深める各種講座・講演会を開催するなど、学習機会の充実を図り男女平等観に立った教育の推進に努めます。	市民	社会教育課
○団体・企業への働きかけ PTA、青年団体等を始めとする各種社会教育関係団体あるいは企業（経済団体）等に、男女共同参画社会づくりへの理解を深めるとともに取り組みについて協力を求めます。	団体・企業	商工労働課 社会教育課 関係課
○女性のエンパワーメント*育成 女性のエンパワーメントにつながる学習機会を一層充実させ、女性の能力開発の促進を図ります。	社会参画を希望する女性	企画調整課 社会教育課

■ジェンダーフリー

ジェンダー（文化的、社会的に作られた性差）にとらわれない、自由な意思や考え方をもって行動することを言います。このような考え方をもって行動すること、また性別による異なった期待、役割から解放された社会のあり方が、男女共同参画社会の実現には必要です。

■エンパワーメント

女性が政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で、自己決定力と責任をもち、もてる能力を発揮できるよう「力」をつけることを意味します。

【基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透】

次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、個性と能力を發揮できるように育っていくことが重要であり、個人の尊厳の確立は、男女がその個性と能力を發揮していくために必要なことです。

男女平等の精神に基づく異性観を育成し、女性の自己決定権を尊重する考え方の浸透、定着を図るため、今後も情報啓発の場の提供などの取り組みを引き続き進めます。

【施策の方向と内容】

① 性の尊重の浸透

事業の内容	施策対象者	所管
<p>○性の尊重の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性問題の原点である男女相互の「性」の尊重を促すための啓発に努めます。 ・売買春やセクシュアル・ハラスメント*を始めとする女性に対する暴力などの「性」の尊重を阻害する要因を取り除くための啓発に努めます。 	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課
<p>○学習機会の提供</p> <p>家庭教育学習をはじめ各種講座等において、男女相互の「性」の尊重を促すための人権・性に関する学習内容を取り入れた学習機会の充実に努めます。</p>	市民	社会教育課 健康管理課 子育て支援課
<p>○学校教育における性教育の充実</p> <p>学校における発達段階に応じて、性やエイズに関する学習を行い、生命を尊重する意識の育成に努めます。</p>	児童・生徒	学校教育部管理課
<p>○視聴覚ライブラリーの充実</p> <p>人権学習、性に関する学習で活用できるビデオ等教材の充実に努めます。</p>	児童・生徒	学校教育部管理課
<p>○環境浄化・非行防止活動の推進</p> <p>有害図書等の自動販売機の撤去など地域ぐるみでの社会環境の浄化や青少年に対する非行防止について、関係機関・関係団体との連携及び情報交換を深め、補導活動や広報等による啓発活動に努めます。</p>	青少年	社会福祉課 学校教育部管理課
<p>○性と生殖に関する考え方の普及</p> <p>「性」や「生殖」に関する健康・権利〔リプロダクティブ・ヘルス／ライツ〕*の浸透・定着に努めます。</p>	市民	企画調整課

② 母性の重要性の浸透

事業の内容	施策対象者	所管
<p>○母性の啓発</p> <p>母性の重要性についての啓発に努めます。</p>	市民	企画調整課 健康管理課
<p>○学校教育における母性教育の充実</p> <p>学校教育において母性の尊重に関する指導の充実に努めます。</p>	児童・生徒	学校教育部管理課

<p>○企業等に対する母性保護の周知・啓発 働く女性の母性保護のため、企業等に対する関係法令の周知広報に努めます。</p>	<p>企業・団体</p>	<p>商工労働課</p>
<p>○母子保健事業の充実 母子の健康維持、増進のための正しい知識を普及するため、関係機関と連携し、母親・両親学級、各種健康診断、相談・訪問指導等の充実に努めます。</p>	<p>市民</p>	<p>健康管理課</p>

■セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反して性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつ写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する女性の健康／権利」。妊娠・出産に限定されず、自らの意思による女性の生涯を通じた女性自身の体と性の健康及び権利を確立する概念とされています。

基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進

【現状と課題】

家庭や職場、地域社会において男女が共に参画し、責任を担うことにより、豊かな暮らしが可能となります。しかし、男女の参画については、様々な分野で偏りがみられ、家庭・職場・地域社会における男女共同参画の実態調査と分析を行い、従来の施策を男女共同参画の視点で見直し、体系化又は強化することが必要となります。

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関して

男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、政治や経済などあらゆる分野における政策・方針決定の場に共に参画し、意見や考え方を反映させていくことが豊かな社会を形成するために大切です。

当市の「網走市附属機関等の設置運営に関する基準」では、各種審議会・委員会等の女性委員登用率 30%を目標にしており、現在は約 23%が女性委員となっています。

女性の職場進出や様々な社会活動をする女性の増加に伴い、政治や経済などあらゆる分野における政策・方針決定の場へ参加するだけでなく、対等に参画して意見や考え方を反映させることが求められています。しかし、政治や行政、企業、民間団体などにおける施策・方針決定の場での女性の参画は低い水準にあり、男女が対等に参画できる環境づくりや条件整備とともに、意識改革を進め、そのための力をつけること（エンパワーメント）が必要です。

2. 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援に関して

男女雇用機会均等法*の改正により、雇用の場での女性に対する差別が禁止されましたが、女性の就業状態は良いとはいえない実態にあります。

家事、育児、介護はそのほとんどを女性が担っているのが現状で、男性がこれらに参画することは、女性の負担を軽減するだけではなく、男性の生き方を広げることになります。

職場中心の生活を改め、職業生活と家庭のバランスのとれたライフスタイルへの転換は、ゆとりある家庭生活を実現するとともに、企業の経済活動にもいい影響を及ぼすと言われています。育児、介護と職業生活の両立が困難であることを理由に退職する女性や、育児、介護について悩みを抱える女性も少なくなく、女性の社会参加を促すためには育児・介護支援や相談体制の充実は欠かすことができません。

また、個人の価値観や生き方が多様化している現代にとって、様々な生き方を選択でき、能力を最大限に発揮できることが必要です。仕事・家庭・個人の生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの考え方は、年齢や性別、独身、既婚を問わず、全ての就業者にとって、多様なライフスタイルを実現するために必要です。

社会の活力を高めるためには、女性の能力活用と男性にとって働きやすい環境をつ

くり出すことの両方が必要です。引き続き男性と女性が共に仕事と家事、育児、介護、地域活動を担うことができ、仕事と生活の調和がとれるよう継続的な改革の努力が必要です。

3. 就労等の場における男女平等の確保に関して

男女雇用機会均等法や労働基準法の改正などをはじめとする法制度において、女性労働者に対する差別や労働環境の改善が図られてきましたが、未だなお、雇用機会、待遇、労働環境等に男女間の格差が存在しています。そこで国では、平成 19（2007）年 4 月に、間接差別の禁止などの性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益扱いの禁止などを含んだ改正男女雇用機会均等法を施行しています。

「網走市労働実態調査（平成 22 年度）」において、女性労働者の実態が示されています。賃金「給与」の平均年収額では、男性（42 歳）3,986 千円に対し女性（39 歳）2,841 千円で、平均日給及び平均時給においても男女間に格差があります。

あらゆる分野への男女共同参画を促進するためには、男女が均等な待遇を得られるよう企業等に働きかけるとともに、対等なパートナーとしての意識啓発や母性の保護、セクシュアル・ハラスメントなど、女性が働くうえで直面する諸問題の是正や、仕事優先の組織風土の変化、働き方の見直しなど仕事と生活の調和が図れるような労働環境の実現が求められます。

4. 農林水産業や商工業等自営業における男女共同参画の促進に関して

本市で農業・漁業の就業者における女性の割合は 37.3%（平成 17 年国勢調査）で、農業・漁業の場合、その多くは家族経営が主体で、女性は生産と家事の両方を担い、長時間労働、休日が取れない等の問題が指摘されていることから「農山漁村男女共同参画推進指針」を基に就労条件の改善を進める必要があります。

また、農林水産業に従事し生産や地域の活性化に貢献している女性や、商工業等の自営業で家族従業者として大きな役割を担っている女性が、経営の方針決定過程に参画することが大切です。

5. 地域社会における男女共同参画の促進に関して

地域社会の中では、男女が共に役割を担って活動することが重要であり、男女の共同参画を促進する必要があります。

各種の地域活動は、地域づくり・まちづくりに重要な役割を果たすもので、活動に参加する個人にとって充実した生活を実現することにつながります。

「女（ひと）と男（ひと）がいきいきと暮らすまち」を進めるために、民間団体や関係機関との連携を図り、男女が偏ることなく多くのリーダーを養成することや、活動の活性化を図るためにも地域社会における男女共同参画の推進が必要です。

ボランティア活動では、参加の意識を持ちながらも活動に結びつかないという状況があ

ることから、活動する側、される側のすそ野を広げることが大切です。

地域活動やボランティア活動に参加を希望する人などへの適切な情報の提供など、市民活動センターを拠点とした、ボランティア活動の総合的なコーディネート機能が求められます。

また、国際化が進む中で男女共同参画の実現には、幅広く視野を広め外国の文化や伝統、生活習慣などを理解するため、市民レベルでの参加ができるよう情報の提供と交流・学習の場が必要です。

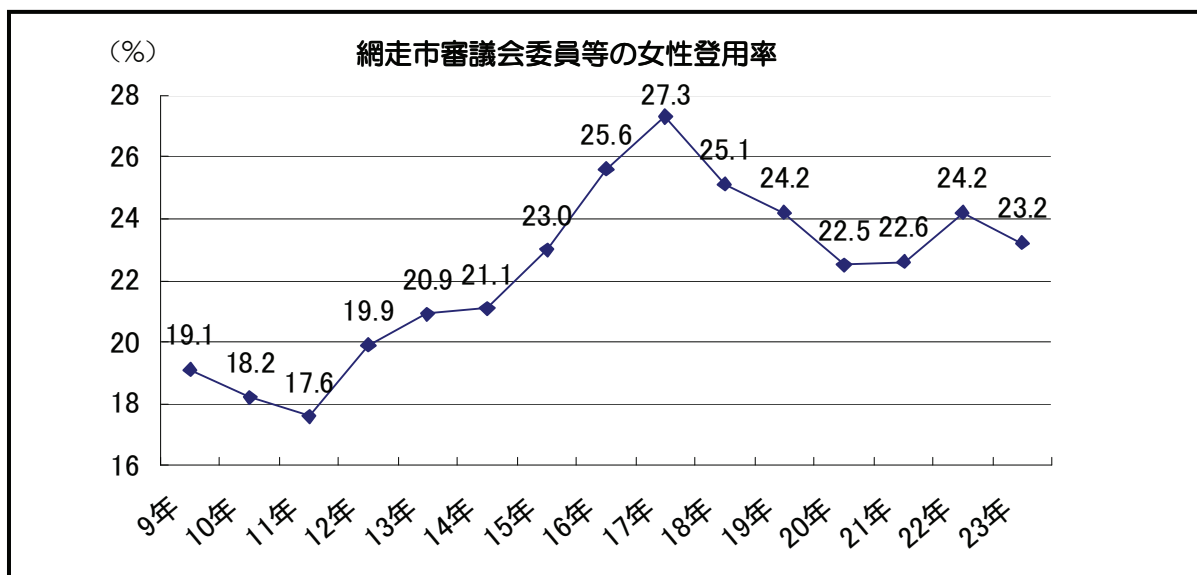
■男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図り、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等を目的とする法律。

改正男女雇用機会均等法では、性別による差別禁止の拡大、妊娠等を理由とする不利益取り扱いの禁止等が規定されています。

【基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、極めて重要であるため、今後も審議会等への女性登用の促進、市民公募枠の周知を行い、女性登用率*の目標が達成できる取り組みを引き続き進めます。



■女性登用率

各種審議会、委員会などの意思決定の場における女性委員の割合。政策の立案や方針を決める重要な場にどれだけ女性が参画しているかを示すものです。

【施策の方向と内容】

① 審議会等への女性の登用の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>○各種審議会・委員会委員の女性の登用促進 各種審議会・委員会等における女性委員登用率の目標値を50%とし、その達成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登用率調査の実施・登用状況の把握 ・登用状況の公表 ・市民公募枠の拡大 	各種委員に 応募を希望 する女性	総務課 企画調整課
<p>○人材リストの整備 地域で活躍している女性の人材リストを整備し、女性登用の促進を図ります。</p>	企業・雇用主 地域リーダー 各種地域団 体等	関係課

② 役職等への女性の登用の促進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>○市職員の女性登用促進 市の女性職員の採用拡大や職域拡大、能力に応じた管理職への登用に努めます。</p>	職員	職員課
<p>○農林水産業、商工業等自営業の女性の参画促進 農林水産業、商工業等自営業に係る関係団体の活動への女性の参画について、理解と協力を関係者に働きかけます。</p>	企業・団体	関係課
<p>○企業や各種団体等の女性の参画促進 企業や各種団体等における方針等の決定の場への女性の参画について、理解と協力を関係者に働きかけます。</p>	企業・団体	関係課
<p>○女性の参画状況の把握 市や企業、各種団体等における女性の参画状況の把握・公表を行い、意識の醸成を図ります。</p>	市民・企業・ 団体	企画調整課

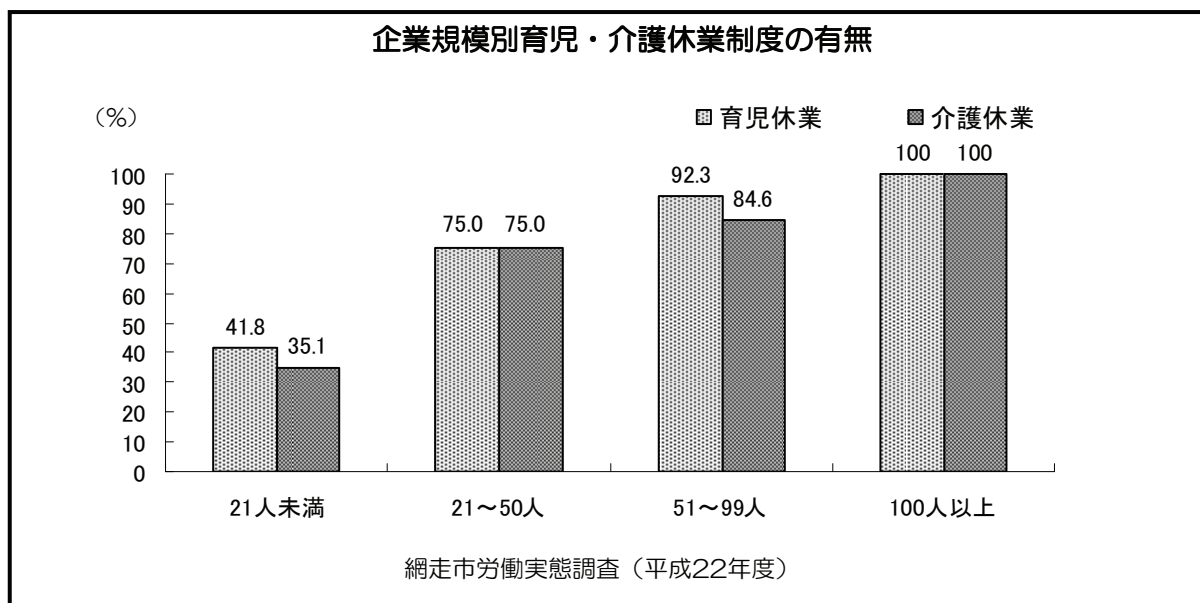
③ 庁内における男女共同参画の推進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>○職員研修の充実 職員研修は、男女とも公平に受講の機会を設け内容の充実に努めます。</p>	職員	職員課
<p>○男女共同参画の啓発 職員研修の実施や職員向け啓発資料の作成により、職員全体の意識の向上に努めます。</p>	職員	企画調整課
<p>○庁内における調査・研究 職員自身における男女共同参画への意識の高揚を図り男女共同参画の職場づくりに向けて、調査・研究活動を行います。</p>	職員	企画調整課

【基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援】

育児休業制度*や介護休業制度*の普及と取得率の向上、保育園・幼稚園、児童館などの多様なニーズに対する充実を図り、子育て・介護を学校や地域、企業とともに共有する意識の醸成が求められます。

また、長時間労働の短縮などのワーク・ライフ・バランスをめざした生活への転換、家庭生活に関する知識の普及、子育てに対する不安や悩みの解消などに対し、今後、引き続き様々な取り組みを進めます。



■ 育児休業制度

育児・介護休業法に基づき、生後1年未満の子を養育する男女労働者に認められている休業制度のことです。

■ 介護休業制度

育児・介護休業法に基づき、要介護状態にある対象家族を介護するために男女労働者に認められている休業制度のことです。

【施策の方向と内容】

① 家庭生活への男女の共同参画の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○意識の啓発 家事、育児、介護を男女共に担う家庭責任について意識の啓発を行います。	市民	企画調整課
○育児・介護休業制度の普及促進 育児・介護休業制度を男女いずれもが積極的に利用できる雰囲気づくり、意識づくりに向けて普及・促進を図ります。	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課
○各種講座・講習会の充実 家庭における男性のあり方や役割に関する学習機会や働く女性を支援する視点から、家事・育児・介護などの家庭生活に関する講座・講習会を充実します。	市民	社会教育課 健康管理課 介護福祉課
○労働時間等の啓発 家庭・職場・地域社会でのバランス（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活への転換を進めるため、時間外による長時間労働の短縮などの啓発を図ります。	企業・就労者	商工労働課

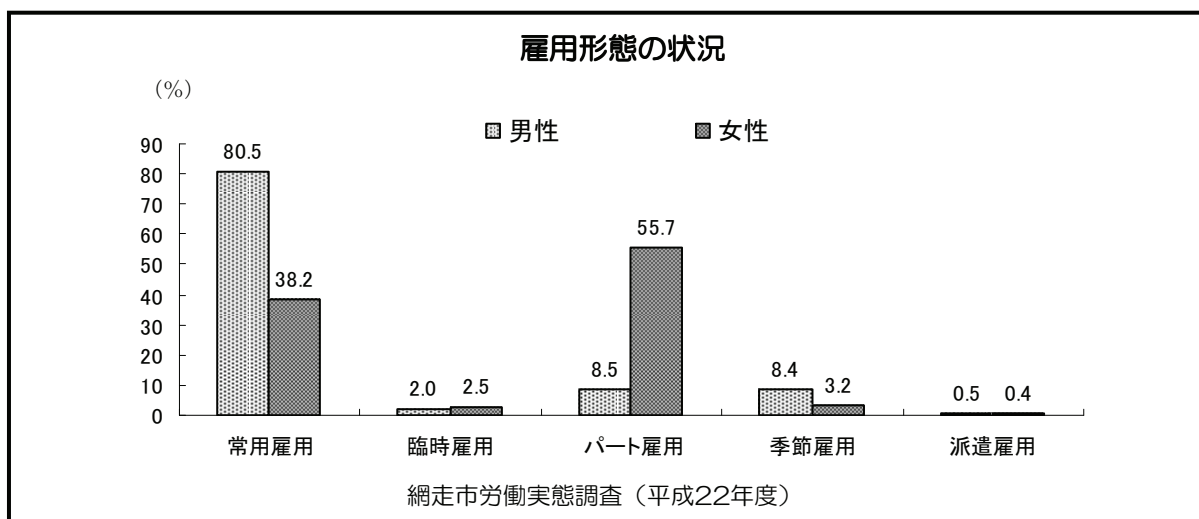
② 安心して子育て・介護ができる体制の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○相談窓口の周知 子育てに対する不安や悩みに対する相談窓口の周知に努めます。	子育てに悩み のある両親	企画調整課 関係課
○子育て支援センター事業の充実 子育てに関する総合相談の窓口として、相談・助言・指導・情報提供活動を行うほか、子育てに関する親同士の交流や子育てサークルへの支援など、様々なニーズに合わせた育児支援に努めます。	子育て支援を 必要とする 両親	子育て支援課 関係課
○多様な保育サービスの充実 ・ゼロ歳児保育の拡充など保育所の整備と充実を、利用者ニーズにあわせて行います。 ・多様な就業形態に対応した延長保育、一時保育等多様な保育サービスの充実を図ります。 ・世代間交流などの事業により、保育所の専門的機能を地域に活用していきます。	保育を必要 とする両親	子育て支援課
○放課後児童対策の充実 共働き家庭の小学生を対象に児童館活動の充実を図り、放課後児童対策を推進します。	共働き家庭 の小学生	子育て支援課
○育児・介護休業制度の啓発 育児・介護休業制度の定着を促進するために、市民・企業・団体に対する周知・啓発を行います。	市民・企業 団体	企画調整課 商工労働課
○ひとり親家庭に対する支援 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や自立支援に向けた取り組みを進めます。	ひとり親	子育て支援課

【基本方向3 就労等における男女平等の確保】

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、男女間格差の是正、男女間賃金格差の解消、雇用処遇体系の見直し、女性の就業継続などに取り組んでいく必要があります。

女性が就労を中断しなくてすむ社会的な制度の充実と浸透を図るため、今後も引き続き適切な労働条件の整備を企業等に周知・協力する取り組みを進めます。



【施策の方向と内容】

① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

事業の内容	施策対象者	所管
○男女雇用機会均等法などの啓発 公共機関及び企業・民間団体等に対して、職場における募集、採用、配置、昇進について、男女雇用機会均等法や労働関係法の趣旨の周知徹底を図ります。	公共機関・企業・団体	商工労働課
○就労の場における意識の啓発 男女が平等に働ける環境を整備するため、男女労働者の双方に対して、就労の場における性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	市民・企業団体	企画調整課 商工労働課
○労働相談窓口の充実 女性の就業、復職に関して関係機関と連携して相談体制の充実を図り、女性問題に関する情報の提供を行います。	就業を希望する女性	商工労働課
○セクシュアル・ハラスメント防止の意識啓発 セクシュアル・ハラスメント防止に関する情報提供を行い、セクハラのない職場環境をつくる啓発活動を進めます。	市民・企業団体	企画調整課 商工労働課 職員課

② 職業能力開発の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○職業能力開発の充実 女性の就業期間の長期化に対応し企業等における計画的・継続的な企業内訓練や自己啓発機会の提供・援助等に対する支援を求めます。	企業・団体	商工労働課

③ 女性の再就業の支援

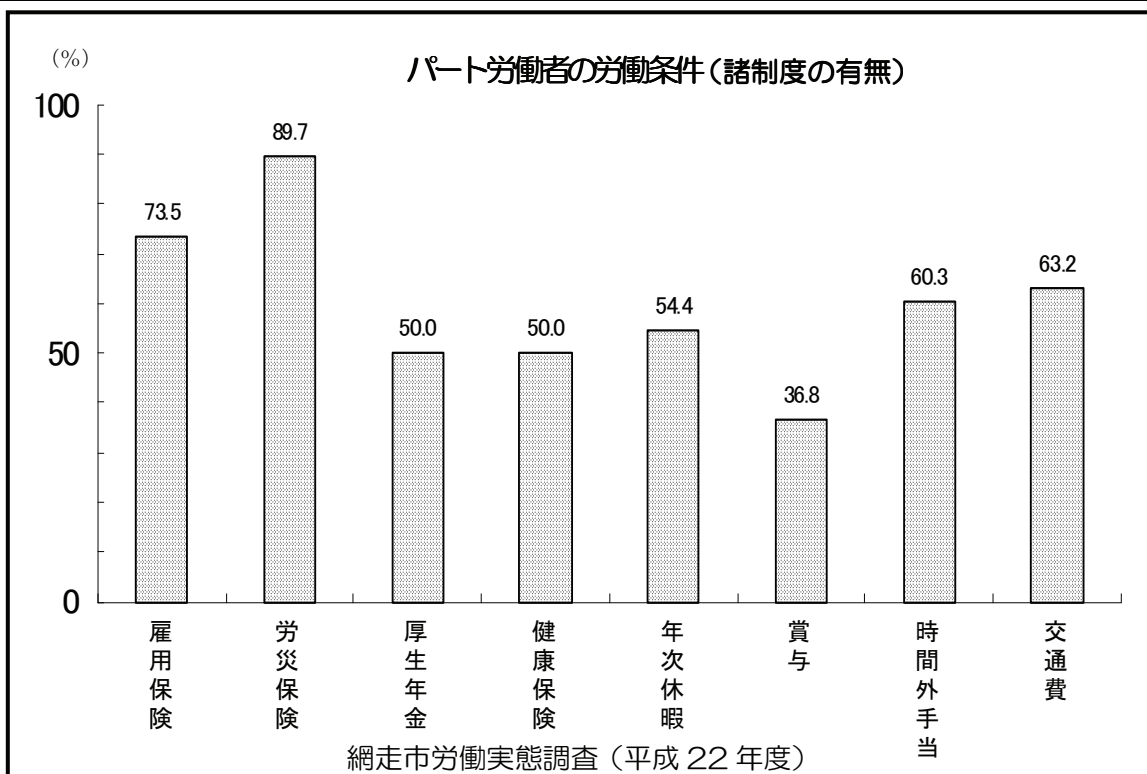
事業の内容	施策対象者	所管
○再就業に関する啓発 女性の再就業に関する様々な相談に応じ、ニーズに対応した援助・指導と情報提供による支援事業の周知を行い、女性の就業機会の拡大を図ります。	再就業を希望する女性	商工労働課
○人材育成の促進 再就業しようとする女性のニーズに対応した職業訓練や技能講習など職業能力開発の機会を提供します。	再就業を希望する女性	商工労働課

④ 起業化をめざす女性への支援

事業の内容	施策対象者	所管
○情報提供と相談機能の充実 起業化をめざす女性に必要な知識や事業計画づくり、資金調達などの情報提供や相談等に努めます。	起業化をめざす女性	商工労働課
○起業化支援施策 関係各課及び関係機関と連携し、起業化をめざす女性に対する支援に努めます。	起業化をめざす女性	商工労働課

⑤ パートタイムや派遣労働者、家内労働者の労働条件の整備

事業の内容	施策対象者	所管
○パートタイム労働者等の実態調査 パートタイムや派遣労働者、家内労働者のおかれている労働環境の調査を行い、実態の把握に努めます。	パートタイム労働者等	商工労働課
○パートタイム労働法や最低賃金制度の周知 企業等に対し、パートタイムや派遣労働者、家内労働者の就業条件、労働条件に関わるパートタイム労働法、家内労働法の周知や最低賃金制度の周知を図り、適正な改善を図るよう理解と協力を求めます。	企業・団体	商工労働課
○パートタイム労働法等の周知及び相談体制の充実 パートタイムや派遣労働者、家内労働者に対し、関係法令の周知を図るため情報提供を行うとともに、相談窓口の充実に努めます。	パートタイム労働者等	商工労働課



【基本方向4 農林水産業や商工業等自営業における男女共同参画の促進】

農林水産業に従事し、生産や地域の活性化に貢献している女性や商工業等の自営業で家族従業者として大きな役割を担っている女性が、経営の方針決定過程に参画すること、そして、長時間労働の解消や健康管理に配慮した労働環境の整備などが必要なことから、女性の就業環境の啓発・支援などによる取り組みを進めます。

【施策の方向と内容】

① 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○労働状況の実態把握 農林水産業等自営業に働く女性の実態調査に努めます。	自営業に従事する女性	関係課
○研修会等の充実 女性が生産、経営の担い手として技術を習得するための研修会等の充実を図ります。	自営業に従事する女性	関係課
○経営への参画促進 農林水産業等自営業の経営に女性の参画を進めるよう、関係者に理解と協力を求めます。また、農業においては家族経営協定の普及啓発に努め女性の地位向上を図ります。	自営業者・関係団体	関係課

② 農林水産業等自営業における労働環境の整備

事業の内容	施策対象者	所管
○労働環境の整備 定期的休日の確保と代替労働力の確保等、就業条件改善のための支援に努めます。	自営業を営む男女	関係課
○男性の家庭生活参画促進 男女で担う家庭責任について、農林水産業等自営業者を対象とした啓発活動に努めます。	自営業を営む男女	企画調整課 関係課

【基本方向5 地域社会における男女共同参画の促進】

地域活動へ参画する環境を作り、ボランティア活動に対する関心を高める取り組みを進め、地域活動の男女共同参画の促進を図り、男女ともに地域活動への関心を高める取り組みを進めます。

【施策の方向と内容】

① 地域活動の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○地域活動への女性参画 各種団体の地域活動における男女共同参画を促進するとともに、その方針決定の場への女性の参画促進に努めます。	市民・各種団体	企画調整課 関係課
○男性の地域活動参画 男性の地域社会への参画を促すため、地域活動への関心を高める啓発と雰囲気づくりに努めます。	市民・各種団体	企画調整課 関係課
○環境・消費活動の充実 環境問題や消費生活課題の啓発や情報の提供、学習の推進を図り、自主的な活動の取り組みを支援します。	市民	市民課 生活環境課
○女性指導者の養成・確保 女性が地域社会でリーダーシップを発揮して活躍できるよう、研修機会を充実して指導者の養成・確保を図ります。	地域リーダーを希望する女性	関係課
○自主防災組織の育成 「自分たちのまちは自分たちで守る」意識のもと、男女が共に参画する自主防災組織の育成に努めます。 ・防災訓練 ・防災研修会	防災組織への加入市民	総務課 市民課
○世代間交流事業 高齢者の知識や技術、体験、生き方などを若い世代に伝え各世代のふれあいを通して共に学ぶ機会として、世代間の相互理解を深めます。	参加を希望する高齢者	子育て支援課 学校教育部管理課 社会教育課
○女性団体の育成・支援 女性の地位向上を目標に、自主的活動を促進するため育成に努め、組織の活性化を図ります。	各女性団体	社会教育課

② ボランティア活動の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○ボランティア活動の啓発 ボランティア活動への参画を促す意識の醸成について啓発に努めます。	市民	市民課 関係課
○ボランティア学習の促進 ボランティア活動に関わる人材の育成や学習機会の充実を図るとともに、団体の支援を行います。	ボランティア活動を希望する市民・団体	市民課 関係課
○ボランティア人材リストの充実 ボランティア活動を希望する人と受けたい人のニーズを調査し把握します。	ボランティア活動を希望する市民・団体	市民課 関係課

③ 姉妹都市・友好都市との交流

事業の内容	施策対象者	所管
○姉妹都市・友好都市交流の促進 国際化が急速に進展する中、国内外の動きや文化への理解と関心を高めるため、姉妹都市・友好都市との交流活動へ少年期から積極的に参加する感覚を持てるよう市民レベルでの交流を促進します。	市民・留学生 教育訪問団	企画調整課
○国際理解の醸成 諸外国に対する正しい理解と認識を深め、国際感覚豊かな市民性を養うため、国際理解に関する学級・講座の開設、講演会等により国際感覚を身につける意識の醸成に努めます。	市民	企画調整課 社会教育課
○外国人受入れ体制の整備 姉妹都市をはじめとする諸外国から来訪する外国人や留学生の積極的受入れに努めます。	外国人・留学生	企画調整課
○情報の提供 国際化に向け、諸外国の女性問題に関する資料の収集と提供に努めます。	市民	企画調整課

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

【現状と課題】

1. 生涯各期に対応した学習の推進に関して

男女共同参画社会の実現には、人権の尊重や男女の平等意識の定着を一層進め、女性があらゆる分野で力をつけ責任を果たす一方、男性は家庭や地域に主体的に参画することが必要です。そのためには、社会の様々な分野において女性のエンパワメントや、男性が男女共同参画について理解を深める生涯学習の充実を図る必要があります。

生涯学習は、オホーツク・文化交流センターを拠点として生涯各期における学習機会の提供、ボランティアの養成や指導員の登録と活用、情報紙の発行や学習相談、各種講座の実施や文化芸術事業など多くの機会を市民に提供していますが、こうした事業に参加・参画していく市民の広がりには一定の人たちに止まっています。しかしながら、自己の充実・啓発や生活の向上のため豊かな学習の機会を求め、生涯学習への関心は着実に高まりを見せており、市民の学習意欲を充足させることができる、より幅の広い学習情報や学習機会の提供が必要です。

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画に関する意識啓発や、社会の変化に対応するために必要な知識や技術を得るため、生涯各期にわたる学習機会の充実が求められます。

家事・育児や就労などにより、意欲があっても学習活動に参加できないという状況もあり、その解決の方策についても検討が必要です。

2. 生涯にわたる健康づくりの推進に関して

多様なライフスタイルを可能にするためには、女性は妊娠や出産など男性とは異なる健康上の問題に直面することを理解し、自らの健康を、管理できるようにすることが大切です。職場・家庭での各ライフステージの課題に対応する体制を整備し、男女が共に学習する機会の提供や啓発に努めることが必要です。

健康で生き生きとした生活や社会活動を行うには、それぞれが自己実現できる環境づくりや健康保持・増進に向けた支援と学習の場と、一人ひとりが主体的に自らのライフスタイルを考え社会参加できる体制づくりが必要です。

本格的な少子・高齢社会を迎え、認知症や寝たきりなどの介護を必要とする高齢者の増加や病気の治療、介護などへの負担が大きな課題となっています。また、女性の社会進出が増す中、安心して子どもを産み、育てる環境や主に女性に委ねられていることの多い介護の不安軽減などの支援体制づくりも求められます。

市民が生き生きと社会に参画し、自らのライフステージの充実が図られるよう、現在すでに策定済みの各プランの実現に向け、一層の努力と新たに問題として問われている課題に対して積極的な取り組みが求められます。

3. 高齢者・障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備に関して

「第4期 網走市高齢者保健福祉計画・網走市介護保険事業計画」（平成21（2009）年）によると、本市の65歳以上の方の人口に占める割合（高齢化率）は、昭和50（1975）年が6.1%、平成20（2008）年で22.5%となっており、急速に進行していることがわかります。

社会全体の高齢化、核家族化、女性の社会進出などにより家庭での介護が難しい状況になってきていますが、高齢者・障がい者（児）が家庭で日常介護を必要とする場合、介護を担うのは女性であることが多く、介護をする人の精神的及び肉体的負担も大きいものがあります。

高齢者や障がい者（児）の社会参加を促進する各種福祉施策、在宅福祉サービスの充実や家庭介護は男女が共に担うものであり、それを社会全体で支えていくことが求められます。

【基本方向1 生涯各期に対応した学習の推進】

年齢に関わらず、各世代に対応する生涯学習機会の充実を図る取り組みを引き続き実施するとともに、学習に対するニーズの多様化、インターネットなどの学習の手段の多様化が進んでいるため、その変化に対応した取り組みを進めます。

【施策の方向と内容】

① 学習機会の提供・充実

事業の内容	施策対象者	所管
○企業・団体との連携促進 生涯各期にわたる学習活動を円滑かつ効果的に行うため、就労者も参加できるよう企業・民間団体等との連携協力を図ります。	企業・団体	企画調整課 社会教育課
○参加しやすい学習機会の提供 家事、育児や就労などで学習時間が制約される人々の学習ニーズの把握に努めるとともに、学習機会の提供の充実を図ります。 また、成人男性に対する学習ニーズの把握に努め、プログラム開発等学習環境の充実を図ります。	生涯学習に参加する市民	社会教育課
○女性の生涯学習の推進 女性の多様化、高度化した学習要求に対応するため、大学等のもつ教育機能を活用し、女性の生涯学習の推進を図ります。	生涯学習に参加を希望する女性	社会教育課

② 生涯学習関連施設の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○学習施設の充実 住民にとって身近な生涯学習関連施設の充実に努めます。特に女性の抱える諸課題を自ら解決するための拠点施設の充実を図ります。	市民	社会教育課

③ 学習情報の提供機能や相談体制の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○学習情報の提供機能や相談体制の充実 男女共同参画社会の実現に向けて、生涯各期にわたる学習情報の提供を始め、市民のニーズに応えるための情報収集や相談体制の充実を図ります。	市民	社会教育課

【基本方向 2 生涯にわたる健康づくりの推進】

生涯にわたる健康づくりは、人生を豊かで生き生きと過ごす上で重要な課題であるため、今後も引き続きライフステージに併せた健康づくりの推進と保健医療体制を充実させる取り組みを進めます。

また、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるような対策などの取り組みを進めます。

【施策の方向と内容】

① 健康づくりの推進

事業の内容	施策対象者	所管
○市民健康づくりプランの推進 市の関係部署と健康推進員協議会、食生活改善協議会、スポーツ推進委員会が連携しそれぞれの役割を担い、市民一人ひとりの健康づくりを支え健康づくり運動の推進に努めます。 ・生活習慣病の予防のため、栄養・食生活・運動・身体活動・休養・心の健康づくり・歯の健康などについて改善を目指します。 ・健康管理と病気の早期発見のため、健康診査の受診の普及を図ります。	市民	健康管理課 関係課

② 保健医療体制の充実

事業の内容	施策対象者	所管
○保健医療サービスの充実 妊産婦、乳幼児健康診査や保健指導などの母子保健事業の一層の充実・強化を図るとともに、保健センターと医療機関との連携強化により母子保健対策の一層の充実を図ります。	妊婦及び乳 幼児のいる 女性	健康管理課
○育児支援の充実 妊娠、出産、育児の正しい知識の普及を図るとともに、親が自信をもって育児をし、子どもが順調に成長できるよう支援の充実に努めます。	妊婦及び乳 幼児のいる 両親	健康管理課 子育て支援課

【基本方向3 高齢者・障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備】

「障がい者福祉計画（ハートプランⅢ）」、障害者自立支援法に基づく「第2次障がい者福祉計画」に基づき、障がい者のニーズとしてあげられている「経済的負担の軽減」、「障がいのある人の理解のための啓発や教育」に対応した取り組みなどを進め、市民が生き生きと社会に参画し、自らのライフステージの充実を図り、高齢者・障がい者が安心して暮らせるまちづくりを引き続き進めます。

【施策の方向と内容】

① 生きがいと社会参加の促進

事業の内容	施策対象者	所管
○生活環境の整備 高齢者や障がい者（児）の社会参加が進むよう、公共建築物、道路、公園などのバリアフリー※化の推進に努めます。	高齢者・障がい者（児）	都市開発課 建築課
○社会参加支援事業の充実 高齢者や障がい者（児）が主体的に社会参加ができるよう、交通費の助成など支援の充実に努めます。	高齢者・障がい者（児）	社会福祉課 介護福祉課
○高齢者の就業機会の確保 高齢者の就業意欲に応じた就業機会を確保・提供するための啓発と、シルバー人材センターの充実に努めます。	企業・団体 就業を希望する高齢者	商工労働課 介護福祉課
○障がい者の就業機会の確保 障がい者がその適性と能力に応じて就業機会を確保・提供するための雇用啓発と就労継続支援などの職業訓練による雇用機会の拡大、地域活動支援センターの充実に努めます。	企業・団体 就業を希望する障がい者	商工労働課 社会福祉課

② 住環境整備、介護・看護サービスの充実

事業の内容	施策対象者	所管
○在宅福祉サービスの充実 ・日常生活に支障のある高齢者や障がい者（児）に対し、健全で安らかな在宅生活を送るために日常生活用具の給付やホームヘルプサービス、訪問看護など保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。 ・デイサービスセンターや在宅介護支援センター、リハビリテーション施設などの福祉施設サービスの充実に努めます。	日常生活に支障のある 高齢者・障がい（児）	社会福祉課 介護福祉課 関係課
○施設整備とネットワーク 特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設に加え、小規模特別養護老人ホームなど地域密着型サービスの基盤整備を促進し、近隣の支え合いのネットワークの充実に努めます。	日常生活に支障のある 高齢者	介護福祉課
○男女の介護力養成と人材確保 高齢者介護や障がい者介護に関わるホームヘルパーやボランティア確保のため、研修等による人材の養成と資質の向上を図ります。	ホームヘルパー・介護者をめざす男女	介護福祉課

<p>○住宅環境の整備 高齢者や障がい者（児）が安心して暮らせるシルバーハウジングなど公営住宅の整備とバリアフリー新法*などの設計指針に基づくバリアフリー住宅の促進を図ります。</p>	<p>高齢者・障がい者（児）</p>	<p>建 築 課</p>
<p>○住宅整備の支援 高齢者や障がい者が日常生活の利便性を向上するため、バリアフリー住宅等の増改築及び改修を必要とする場合の資金融資の支援や相談に努めます。</p>	<p>住宅整備を希望する市民</p>	<p>建 築 課</p>
<p>○相談体制の充実 高齢者や障がい者、家族からの悩みなどに対応するため、関係部署及び各種相談機関と連携を図り相談窓口の充実に努めます。</p>	<p>相談を必要とする高齢者・障がい者</p>	<p>介護福祉課 社会福祉課</p>

■バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。

■バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」のことです。

基本目標Ⅳ 女性や子どもに対する暴力のない社会の確立

【現状と課題】

1. 女性や子どもに対する暴力の根絶に関して

女性に対する暴力は、女性の基本的人権を脅かすものとして、平成5（1993）年に国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたのに続き、平成7（1995）年には第4回世界女性会議で性暴力、性の商品化、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等は、肉体的、精神的、性的に女性の自由を侵害し、生命に影響を及ぼす行為として明確に位置づけられました。

ドメスティック・バイオレンス*（DV）は夫や妻など配偶者間や、内縁の夫や妻、または恋人など親しい関係にある者による暴力を意味します。肉体的暴力だけでなく性的暴力、言葉による暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力も含まれ、一般にそれが犯罪行為であると認識されづらく、潜在化、日常化する傾向があります。

近年、ドメスティック・バイオレンスに対する認識も深まりつつあり、性や暴力などに関する問題には、被害者の人権に配慮した取り組みを進めることが必要です。

また、子どもへの暴力や虐待もドメスティック・バイオレンスと同様の傾向があるため、実態の把握、相談支援体制の充実、市民に対する啓発活動が求められます。

【基本方向1 女性や子どもに対する暴力の根絶】

配偶者からの暴力、性犯罪など、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを推進していかなければなりません。

今後も引き続き、暴力を容認しない社会風土の醸成、相談しやすい環境整備、関係機関との連携などによる取り組みを進めていきます。

■ドメスティック・バイオレンス

略称DV。配偶者間や、内縁関係にある者、または恋人など親しい関係にある者による暴力のことです。

【施策の方向と内容】

① 相談・支援体制の確立

事業の内容	施策対象者	所管
<p>○情報収集と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道立女性相談援助センターや民間団体との連携を図り、情報収集に努め情報を提供します。 ・道立女性相談援助センターを始め関係機関や民間団体とのネットワーク化を図り、女性が保護を必要とした時に緊急の避難や相談に対応できるよう、保護施設などの情報の取得に努めます。 	市民	企画調整課 子育て支援課
<p>○相談員等の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力に関する相談は専門性を必要とすることから、カウンセラー等専門家の配置を展望しその養成を図ります。 ・婦人相談員の研修などの充実により専門性の向上に努めます。 	カウンセラー 婦人相談員	子育て支援課 学校教育部管理課
<p>○シェルター※設置</p> <p>シェルター設置に関して、民間団体と協議を進めます。</p>	保護を必要とする女性	子育て支援課
<p>○相談窓口の周知</p> <p>ストーカー行為、ドメスティック・バイオレンス、子どもの虐待などに対する相談窓口や電話相談の所在等について周知するよう努めます。</p>	市民	企画調整課 子育て支援課 学校教育部管理課

② 暴力をなくす啓発の推進

事業の内容	施策対象者	所管
<p>○暴力に関する調査及び啓発</p> <p>女性や子どもを始めとする全ての暴力に関する実態を把握し、性暴力・性犯罪に対する社会的関心をうながす啓発に努めます。</p>	市民	企画調整課 関係課
<p>○女性に対する暴力をなくす啓発の促進</p> <p>ドメスティック・バイオレンスに対する市民の意識・関心を高めるようセミナーを開催したり冊子を作るなどの啓発活動に努めます。</p>	市民	企画調整課 社会教育課

■シェルター

暴力などから逃れてきた被害者のための一時避難所のことです。被害者に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなどの支援を行っています。

第4章

プランの推進

第4章 プランの推進

1. 庁内における推進

「網走市男女共同参画プラン」を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部局と連携・協力して全庁的に取り組みます。

庁内の相互調整を行う体制を整備し、また、職場研修などあらゆる機会を通じて職員の認識を高めていきます。

2. 市民による推進

プランの推進にあたっては、行政ばかりでなく広く市民、民間団体、企業の理解と協力が必要です。

このプランは、網走市全体で取り組むべき課題について共通理解がもてるよう、あらゆる場において、広報や啓発などを通して情報を提供して、行政と市民、民間団体、企業が連携を保ちながらプランの効果的な推進に努めていきます。

また、市民や関係団体からなる「網走市男女共同参画プラン推進会議」を組織して、プランの評価や見直しに関する意見を反映させるなど、官民一体となった推進を図ります。

3. 国・北海道との連携

プランの推進にあたり、法律や諸制度の整備・改善などの情報収集を行い、国・北海道との連携により市の施策がより効果的に展開されるよう努め、情報の市民への提供及び啓発の充実を図ります。

4. プランの推進管理

プランを効果的に実施していくためには、施策結果の実績、効果を点検・評価して次年度に反映させていくことが必要です。行政と「網走市男女共同参画プラン推進会議」との連携により、施策の結果を客観的に判断し、現状や問題点を話し合い、見直しや進捗状況を定期的に点検・評価した推進管理を行います。

プランの推進体系

男女共同参画プラン 推進会議の役割

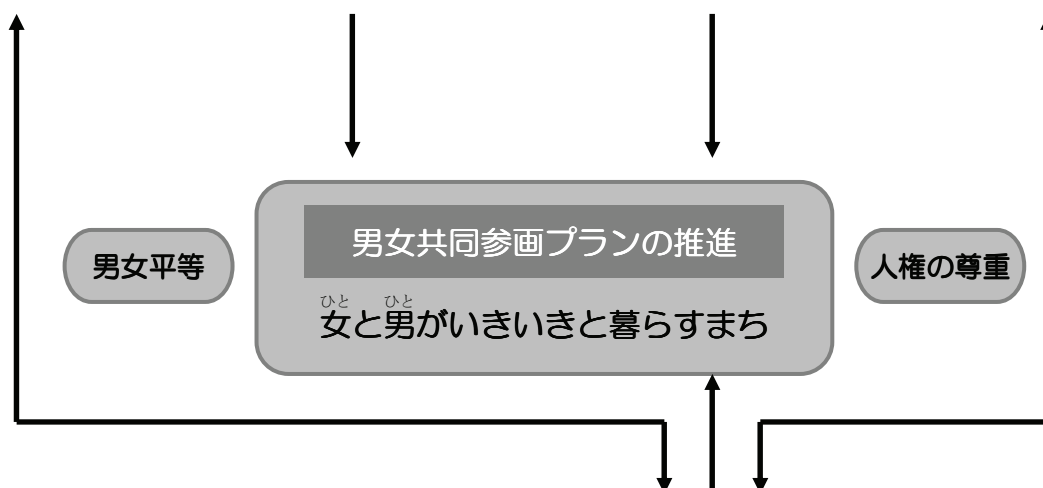
(公募を含む市民で構成)

- 行政と一体となって「男女共同参画プランの」の推進及び進捗状況の管理（評価）を行う



市民・民間団体・企業等の役割

- プランを主体的に推進する
- ・意識啓発、プランの理解、意見の反映、フォーラム等への参画
- ・女性リーダー、審議会委員、学習等への積極的参画
- ・進捗状況管理（評価）への参画



国、道、他の自治体 関係機関等との連携



行政の役割

- 市民と一体となって「男女共同参画プランの推進及び進捗状況の管理（評価）を行う
- ・男女共同参画推進庁内連絡会議（企画総務部長を座長に関係部長で構成）
- ・企画調整課（推進状況の把握、推進における相互調整）

第2次網走市男女共同参画プラン
平成24年3月

発行：網走市企画総務部企画調整課

〒093-8555
北海道網走市南6条東4丁目
電話0152-44-6111 FAX：0152-43-5404
URL：<http://www.city.abashiri.hokkaido.jp>
Eメール：ZUSR-KS-KIKAKU-KIKAKU@city.abashiri.hokkaido.jp